



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔法 律〕

- 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (六八)
- 旅券法の一部を改正する法律(六九)
- 食品表示法(七〇)
- いじめ防止対策推進法(七一)

〔政 令〕

- 公職選挙法施行令の一部を改正する政令(一九四)
- 金融庁組織令の一部を改正する政令(一九五)
- 消費者庁組織令の一部を改正する政令(一九六)
- 経済産業省組織令の一部を改正する政令(一九七)
- 産業構造審議会令の一部を改正する政令(一九八)
- 総合資源エネルギー調査会令の一部を改正する政令(一九九)

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(二〇〇)
- 福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令(二〇一)
- 福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令(二〇二)
- 関税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二〇三)
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二〇四)
- 中小企業政策審議会令の一部を改正する政令(二〇五)
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令(二〇六)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(二〇七)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二〇八)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二〇九)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二一〇)

〔府 令〕

- 消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府四一)

〔省 令〕

- 地方税法施行規則の一部を改正する省令(総務七〇)
- 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令(総務・外務一)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働八五)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(同八六)
- 国民年金法施行規則の一部を改正する省令(同八七)
- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(同八八)
- 農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令(農林水産五二)
- 森林法施行規則の一部を改正する省令(同五三)
- 経済産業省組織規則の一部を改正する省令(経済産業三二)
- 電気事業法施行規則の一部を改正する省令(同三三)
- 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(国土交通五二)
- 観光庁組織規則の一部を改正する省令(同五三)
- 海事代理士法施行規則の一部を改正する省令(同五四)
- 指定海上防災機関に関する省令(同五五)
- 船舶安全法施行規則の一部を改正する省令(同五六)

〔告 示〕

- 国際連合安全保障理事会決議第二千九十三号(ソマリアの制裁対象者の指定基準の更新等)に関する決議に関する件(外務二二四)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(財務二二三～二二五)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(同二二六)
- 薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件(厚生労働二二七、二二八)
- 労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同二一九)
- 労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件(同二二〇)

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百二十一号の十五を第百二十一号の十六とし、第百二十一号の二から第百二十一号の十四までを一号ずつ繰り下げ、第百二十一号の次に次の一号を加える。

百二十一の二 (二RS) 一 (四) 二 (一) メチルエトキシ) エトキシ) メチル) フェノキシ) 一 (三) 一 (一) メチルエチル) アミノ) プロパン二一オール (別名ピソプロロール)。

(1) 錠中 (二RS) 一 (四) 二 (一) メチルエトキシ) エトキシ) メチル) フェノキシ) 一 (三) 一 (一) メチルエチル) アミノ) プロパン二一オールとして四・二五以下を含有するもの

(2) 一枚中 (二RS) 一 (四) 二 (一) メチルエトキシ) エトキシ) メチル) フェノキシ) 一 (三) 一 (一) メチルエチル) アミノ) プロパン二一オールとして八略以下を含有するもの

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百三十四号の四を第百三十四号の五とし、第百三十四号の三の次に次の一号を加える。

百三十四の四 リキシセナチド及びその製剤

附則 この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十六号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二十五年六月二十八日)

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成二十五年六月二十八日)

第一条中第九号を第百十四号とし、第八十七号から第百八号までを五号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 一 (三) 四一メチレンジオキシフェニル) 一 (二) (ピロリジニール) プロパン一

一 オン及びその塩類

第一条中第八十五号を第八十九号とし、第六十五号から第八十四号までを四号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八 一 (二) フルオロフェニル) 一 (一) メチルプロパン二一アミン及びその塩類

第一条中第六十三号を第六十六号とし、第四十八号から第六十二号までを三号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十 一 (一) (アトラヒドロピラン四一) イル) メチル) 一 (H) インドール三一) イル) (二) 一 (三) 一 (三) テトラメチルシクロプロパン一) イル) メタノン及びその塩類

第一条中第四十六号を第四十八号とし、第四十一号から第四十五号までを二号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の二号を加える。

四十一 一 (一) シクロヘキシル) 四 (一) 一 (二) ジフェニルエチル) ビベラジン及びその塩類
四十二 一 (三) 四一シクロロー) 一 (一) (ジメチルアミノ) シクロヘキシル) メチル) ベンズアミド及びその塩類

附則 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部の施行に伴い、及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百十條の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第六條の五 法附則第九條の四の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所
二 法附則第九條の四の二第一項に規定する時効消滅不整合期間
三 基礎年金番号
四 老齢基礎年金又は法第七條第一項第一号に規定する被用者年金各法に基づく老齢給付等を受け

ることができるときは、当該給付の年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

2 前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
二 老齢基礎年金又は法第七條第一項第一号に規定する被用者年金各法に基づく老齢給付等を受け

ることができるときは、当該給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

附則 この省令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月一日)から施行する。

○厚生労働省令第八十八号

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第九十八條第三項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

(厚生年金保険法施行規則の一部改正)

第一条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項第二号の二「次項第一号の二」の下に「並びに第三十三條第一項及び第三項」を加える。

第三十三條第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者(第三十條第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削り、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者(第三十條第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。)」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。